

(その1)

收支報告書

(令和 4 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

(ち 一 ハ シ 三) 二 三 え い く 市 部 後 援 会

2 主たる事務所の所在地

千葉県長生郡長生村七井土人730~

3 代 表 者 の 氏 名

阿开市郎

4 会計責任者の氏名

阿开京子

問合せ先

(担当者) 阿井市郎

(電話) 090-2201-1236



3	6	7	5	0	0
---	---	---	---	---	---

定 肉 郵 貨 國 全 領 N
解 後 署 N 國 墾 N 過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
K					

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政 治 团 体 の 区 分

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 政党の支部 | <input type="checkbox"/> 政 党 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
(後援会等) | <input type="checkbox"/> 政治資金団体 |
| <input type="checkbox"/> その他の政治団
体の支部 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体 |

活 動 区 域 の 区 分

- 2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の 氏 名

公職の種類

(現職 · 候補者等)

(※) 国會議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- 令和年月日 から
令和年月日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収支の状況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (① + ②)	1			395	784
① (前年からの繰越額)	2			190	784
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	3			205	000
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	4			147	700
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	5			248	084

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合にあっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	A	十億	百万	千	円
員 数	35			35	

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	170 000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	170 000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	170 000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものという。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その 7 - 1) 個 人

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

→ ※ 下記注意(1)参照

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費	0					
(2) 光 熱 水 費	24,000					
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	28,000					
(4) 事 務 所 費	0					
小 計 ((1)～(4))	52,000					
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費						
(2) 選 举 関 係 費						
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	95,700					
(内訳)						
ア 機関紙誌の発行事業費	95,700					
イ 宣伝事業費	0					
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0					
エ その他の事業費	0					
(4) 調 査 研 究 費	0					
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0					
(6) そ の 他 の 経 費	0					
小 計 ((1)～(6))	95,700	うち本部・支部間の交付金合計				円
合 計	147,700	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		不要 ※資金管理団体は必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国會議員関係政治団体用

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴^フ難かつたものについては、[領収書等を徴^フ]難かつた支出の明細書^{シキシブ}を提出すること

(4) 全剣舞館等への拵入による支出は「拵入品目細書に係る支店出荷書の算定を添付して提出すること」

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)「領収書等を徵し難かつたものについて」は、「領収書等を徵し難かつた支出の明細書」を提出すること。

4) 銀行機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)									項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input checked="" type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金	<input type="checkbox"/> 9 その他の経費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考							
機関紙誌の発行事業費	十億 百万 千 円 53 900	令和4年 3月31日	株式会社・エース	茨城県小林市1976-2								
この頁の小計	53 900											
その他の支出	41 800											
合計	95 700											

- 注意 (1) ① 国會議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国會議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ②以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資産等の状況

全団体必要

1 資産等の総括表

資産等の有無		有	無	備考
ア 土	地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建	物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 領収書等の写し
 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 13 日

政治団体の名称 あい市郎後援会

会計責任者の氏名

阿井京子 

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要